

# 告 示

## 埼玉県告示第八百九号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所から次のとおり  
公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八  
号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

幸手市大字木立

### 四 作業期間

令和元年十一月二十七日から令和二年二月二十八日まで